

第21期 第15回福岡県内水面漁場管理委員会 次第

1 日 時 令和6年1月24日（水） 14:00～

2 場 所 福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

3 議 題

- (1) えつ流刺し網による採捕許可について（協議）
- (2) 室見川の採捕禁止区域設定に係る委員会指示について（協議）
- (3) 資源管理の状況等の報告について（共同漁業）（報告）
- (4) えつ遡上調査の実施について（協議）
- (5) 第21期第7回福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会について（報告）
- (6) その他

えつ流刺し網による採捕許可方針

採捕の秩序の維持と水産資源の保護培養を図るため、福岡県漁業調整規則（以下、「規則」という。）第33条第1項第3号に掲げる流刺し網による採捕の許可のうち、えつ流刺し網による採捕の許可については、規則に定めるもののほか、次により処理するものとする。

1 許可対象者

規則第33条第4項の規定によるもののほか、次の者に許可する。

下筑後川漁業協同組合、大川市漁業協同組合、川口漁業協同組合及び柳川漁業協同組合のいずれかに所属する組合員。

2 許可数の範囲

許可数は232以内とし、漁業協同組合別の許可数は次表の範囲内とする。

漁業協同組合名	許可数の範囲	標旗番号
下筑後川	92	No. 1～No. 92
大川市	101	No. 93～No. 193
川口	33	No. 194～No. 226
柳川	6	No. 227～No. 232

3 採捕する期間

5月1日から7月20日までとする。

4 許可の有効期間

規則第33条第5項の規定により、許可の有効期間は、毎年5月1日から7月20日までとする。

5 採捕区域

(1) 下筑後川漁協の組合員の採捕区域は、以下のとおりとする。

採 捕 区 域	許可数
A区域 福岡県久留米市安武町武島、筑後大堰堰軸の線から下流方向へ300mの同堰軸と平行な線から河口までの筑後川	51
B区域	39

福岡県久留米市安武町武島、筑後大堰堰軸の線から下流方向へ300mの同堰軸の線と平行な線から佐賀県三養基郡みやき町坂口、坂口堰までの筑後川	
C区域 次のア点とイ点を結んだ線から河口までの筑後川 ア点 福岡県久留米市城島町下田、開平江川河口水門東角 イ点 広川（筑後川旧本流）左岸の線と福岡県久留米市城島町同市三潞町の境界線との交点	2

- (2) 大川市漁業協同組合、川口漁業協同組合及び柳川漁業協同組合の組合員の採捕区域は、C区域とする。

6 条件

規則第33条第13項において準用する規則第13条の規定により、次の条件を付けるものとする。

- (1) 許可証に記載された採捕区域以外で採捕してはならない。
- (2) 許可証に記載された採捕に従事する者以外が採捕してはならない。
- (3) 許可証に記載された船舶以外を使用して採捕してはならない。
- (4) 許可受給者は許可証に記載した船舶に自ら乗り組むこととする。
- (5) 使用する網は、網丈2.5m以下、網の長さ200m以下、網目は、網目15cmにつき8.5節以下（網目4cm以上、節間2cm以上）でなければならない。
- (6) 使用する漁具は1統でなければならない。
- (7) 採捕中は、使用船舶を漁具の周囲50mの範囲内にとめておかななければならない。
- (8) 採捕中は、別記様式第1号に掲げる標旗を使用船舶の舷上から1m以上の高さに掲げなければならない。
- (9) 日没から日出までの間の採捕は、網に灯火をつけないなければならない。
- (10) 網を錨止めして採捕してはならない。
- (11) 網に石等の付属のおもり（通称石うち）をつけて採捕してはならない。ただし、鐘ヶ江大橋から下流の区域を除く。
- (12) 採捕期間終了後速やかに、月別の採捕実績報告書を提出しなければならない。

7 申請に必要な書類

規則第33条第3項の「申請書」は、別記参考様式第2号のとおりとする。また、規則第33条第13項において準用する規則第8条第2項の「必要と認める書類」は次のとおりとする。

- (1) 暴力団員等の照会に必要な事項を記載した書類

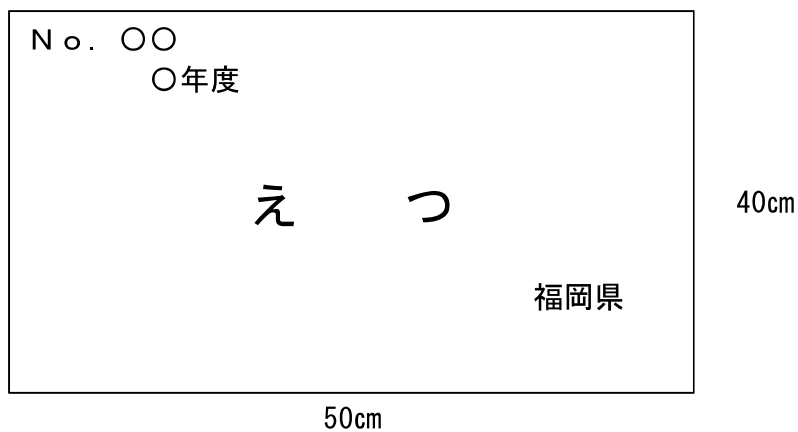
8 内水面漁場管理委員会との協議

この方針の改廃にあたっては、軽微な変更を除き、福岡県内水面漁場管理委員会及び福岡佐賀両県合同内水面漁場管理委員会に諮問又は協議するものとする。

附 則

- 1 この方針は、令和3年3月16日から施行する。
- 2 令和2年度えつ流し刺網による採捕許可方針（令和2年3月25日施行）は廃止する。
- 3 この方針は、令和5年4月3日から施行する。

別記様式第1号



- 1 標識の大きさは、縦40cm×横50cmとする。
- 2 地色は黄色と白色を年ごとに交互に変更するものとする。
- 3 文字は1行目に許可番号、2行目に許可年度とする。
- 4 文字色は黒色とする。

(参考)

許可年度	地色
R3	黄色
R4	白色
R5	黄色
R6	白色
R7	黄色
R8	白色
R9	黄色
R10	白色

別記参考様式第2号

えつ流刺し網による採捕許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所

氏名

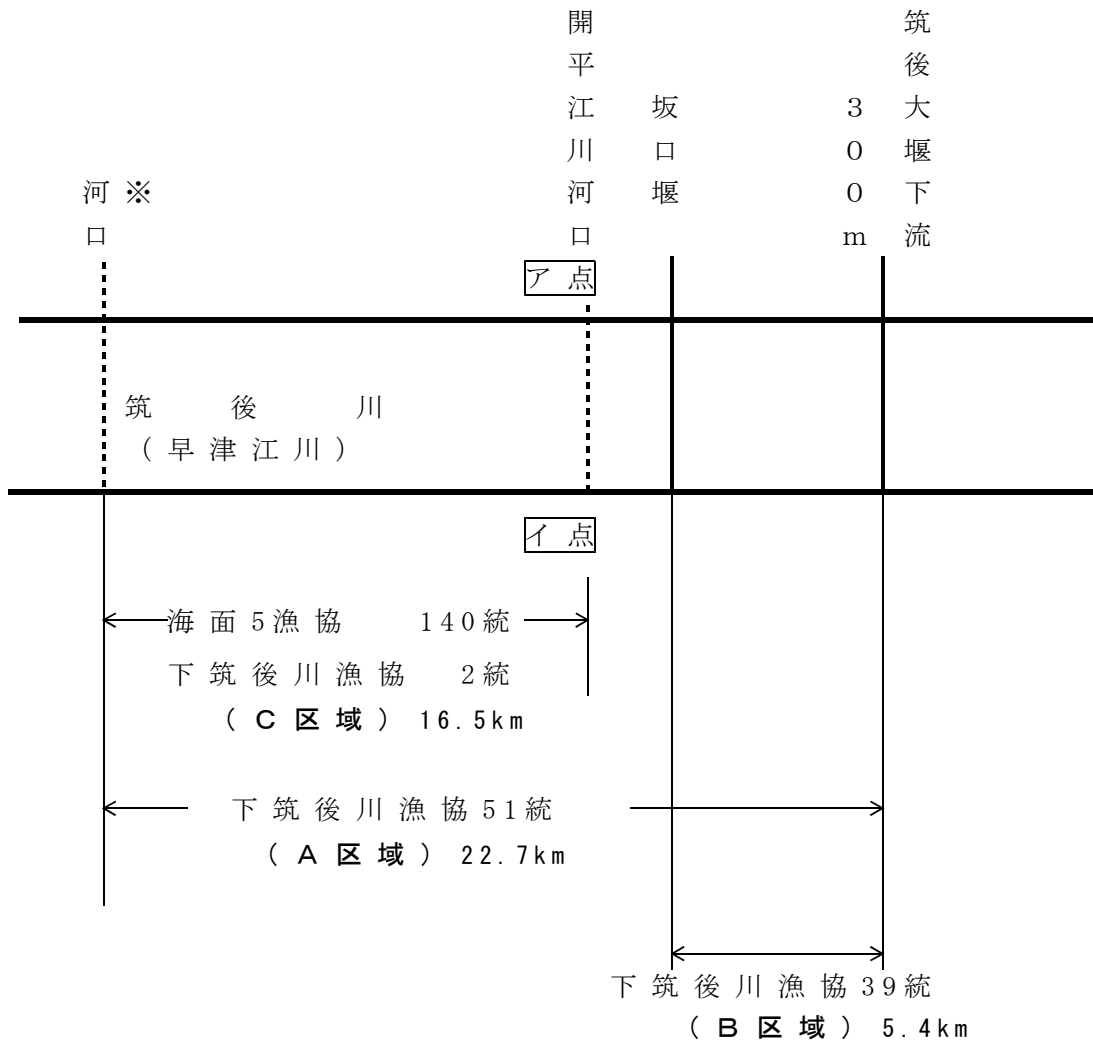
(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

下記により水産動物の採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 採捕区域
- 3 採捕する水産動植物の種類
- 4 採捕期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 5 漁具の数及び規模
- 6 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- 7 採捕に従事する者の住所及び氏名

(参 考)



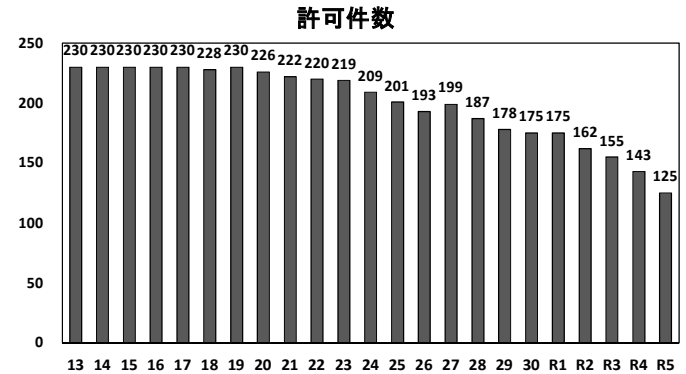
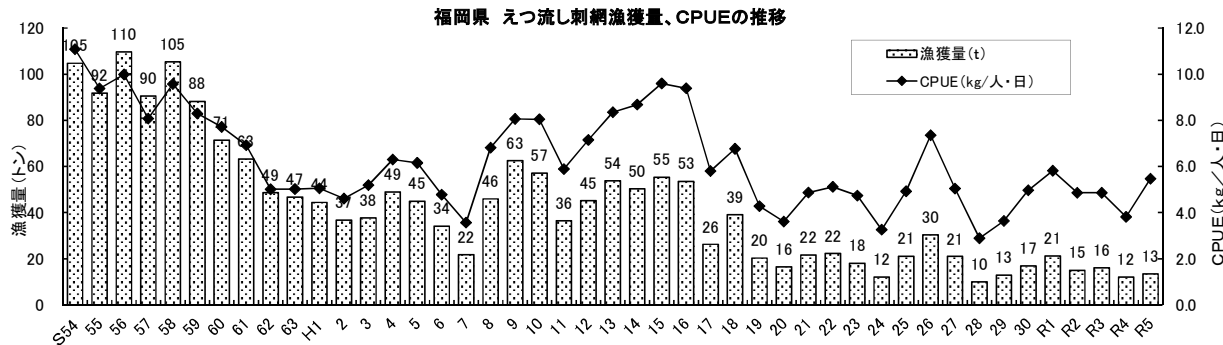
※ 河口 (内 共 第 3 号 基 点)

- ・ 筑後川本流 基点15号と基点16号を結ぶ直線
 基点15号：福岡県柳川市大字七ツ家の南西角に設置した有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石
 基点16号：佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石
- ・ 早津江川 基点17号と基点18号を結ぶ直線
 基点17号：佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和搦西南角に設置した標柱
 基点18号：佐賀県佐賀市川副町大字犬井道字平和搦北東角に設置した標柱

福岡県 えつ流し刺網 漁獲量等の推移

年度	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
許可枠	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	
許可件数	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	228	230	226	
操業件数	219	227	219	228	207	219	209	216	219	219	215	203	204	202	212	206	201	201	185	181	
漁獲量	合計(kg)	44,394	36,679	37,637	48,957	44,925	34,160	21,763	45,964	62,559	57,078	36,453	45,258	53,824	50,286	55,304	53,482	26,242	39,140	20,266	16,467
	合計(t)	44	37	38	49	45	34	22	46	63	57	36	45	54	50	55	53	26	39	20	16
	1件あたり平均(kg)	203	162	172	215	217	156	104	213	286	261	170	223	264	249	261	260	131	195	110	91
操業日数	延べ日数(日)	8,784	7,959	7,254	7,772	7,303	7,143	6,100	6,743	7,757	7,095	6,186	6,329	6,447	5,791	5,764	5,698	4,526	5,783	4,735	4,561
	1件あたり平均(日)	40.1	35.1	33.1	34.1	35.3	32.6	29.2	31.2	35.4	32.4	28.8	31.2	31.6	28.7	27.2	27.7	22.5	28.8	25.6	25.2
CPUE (kg/人・日)	5.1	4.6	5.2	6.3	6.2	4.8	3.6	6.8	8.1	8.0	5.9	7.2	8.3	8.7	9.6	9.4	5.8	6.8	4.3	3.6	
許可期間	5/1-7/31			5/1-7/25			5/1-7/20						5/1-7/20								

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/R4	30~4平均	5/5力年平均	25~4平均	5/10力年平均	
許可枠	230	231	232	232	232	232	232	232	232	232	232	232	232	232	232	1.00	232	1.00	232	1.00	
許可件数	222	220	219	209	201	195	199	187	178	175	172	162	155	143	125	0.87	161	0.77	177	0.71	
操業件数	178	178	175	169	161	155	159	150	147	143	140	137	126	119	105	0.88	133	0.79	144	0.73	
漁獲量	合計(kg)	21,586	22,337	18,016	12,000	21,049	30,314	20,807	10,019	12,761	16,825	21,194	15,464	16,033	11,805	13,431	1.14	16,264	0.83	17,627	0.76
	合計(t)	22	22	18	12	21	30	21	10	13	17	21	15	16	12	13	1.12	16	0.83	18	0.76
	1件あたり平均(kg)	121	125	103	71	131	196	131	67	87	118	151	113	127	99	128	1.29	122	1.05	122	1.05
操業日数	延べ日数(日)	4,433	4,361	3,798	3,681	4,277	4,123	4,187	3,471	3,505	3,385	3,645	3,183	3,124	3,094	2,456	0.79	3,286	0.75	3,599	0.68
	1件あたり平均(日)	24.9	24.5	21.7	21.8	26.6	26.6	26.3	23.1	23.8	23.7	26.0	23.2	24.8	26.0	23.4	0.90	25	0.95	25	0.93
CPUE (kg/人・日)	4.9	5.1	4.7	3.3	4.9	7.4	5.0	2.9	3.6	5.0	5.8	4.9	5.1	3.8	5.5	1.43	5	1.11	5	1.13	
許可期間	5/1-7/20																				



福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号（案）

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第33条に基づくしろうおやなによる採捕、試験研究機関等が試験研究等のためにする採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

令和6年 月 日（公報登載日）

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋の上流端の線

ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

令和6年3月1日から令和6年5月31日まで

現行

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第33条に基づくしろうおやなによる採捕、試験研究機関等が試験研究等のためにする採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

令和5年1月24日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中 園 正 彦

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋の上流端の線

ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

令和5年3月1日から令和5年5月31日まで

令和 6 年 / 月 15 日

福岡県内水面漁場管理委員会
会 長 中園 正彦 殿

福岡市早良区室見4丁目18-1
室見川しろうお組合
組合長 小石原 義彦



委員会指示による採捕禁止区域の設定について（要望）

室見川におけるしろうおやなの操業において、資源保護上の問題がありますので、下記のとおり、委員会指示による採捕禁止区域の設定を要望します。

記

1. 要望理由

当組合では、シロウオ資源増殖のため、福岡大学やボランティアの協力の下、毎年、シロウオ産卵時期前に産卵床の造成を行っています。しかし、当該区域は、シロウオ産卵時期である3月から5月においてシジミ等の採捕が可能であり、整備した産卵床が掘り返されるとシロウオ卵が斃死し、シロウオ資源が減少する恐れがあるため、委員会指示による採捕禁止区域の設定を要望します。

2. 対象魚種

シロウオ以外の水産動植物（さお釣り、手釣りによる採捕を除く）

3. 採捕禁止期間

令和6年3月1日～令和6年5月31日

4. 採捕禁止区域

福岡市西区愛宕室見橋上流端から福岡市西区福重新道井堰下流端までの区域

5. 周知方法

別図に示す場所に採捕禁止の看板を設置し、周知する。



看板設置位置図



赤丸：看板設置位置

漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について (共同漁業)

【資源管理の状況等の報告】

- ・ 漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について県知事に報告する義務 (漁業法第 90 条第 1 項)
- ・ 県知事は報告を受けた事項について、内水面漁場管理委員会に対し、必要な報告をする (漁業法第 90 条第 2 項)
- ・ 県は資源管理の状況等の報告や聞き取り調査等により、適切かつ有効に漁場を活用しているか確認。
- ・ 内水面共同漁業は、漁獲実績のほか増殖事業や遊漁者の利用などを考慮し、総合的に活用状況を判断。

報告の内容 (漁業法施行規則第 28 条)
1 漁業権の種類及び免許番号 2 報告の対象となる期間 3 資源管理に関する取組の実施状況 4 漁場の活用状況 5 組合員行使権者数及び行使権の行使状況 ※該当するもののみ抜粋

【共同漁業の種類】 (漁業法第 60 条)

第一種共同漁業	藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業
第五種共同漁業	内水面において営む漁業であって、第一種共同漁業以外のもの

漁業権番号	漁業の種類	漁業の種類(漁業)	漁場の位置	漁業権者(漁協)	行使権者数(人)	報告(令和4年)の提出状況	資源管理の実施状況	漁場の活用状況
内共第1号	第一種共同漁業 第五種共同漁業	しじみ、あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ(えのは)、おいかわ(はや)、うぐい(いだ)、すっぽん、かに、えび、わかさぎ	矢部川水系の本流及び支派流	矢部川	243	○	○	適切かつ有効
内共第2号	第五種共同漁業	あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ(はや)、すっぽん、かに、えび、わかさぎ、やまめ(えのは)	筑後川本流の久留米市城島町から福岡県と大分県境までの流域及び同支派流	筑後川、甘木、下筑後川	447	○	○	適切かつ有効
内共第3号	第一種共同漁業 第五種共同漁業	しじみ、こい、ふな、うなぎ、かに、えび	筑後川本流の久留米市城島町から下流域及び同支派流	下筑後川、大川、大野島、上新田、川口、柳川、浜武、沖端、佐賀県有明海	1,249	○	○	適切かつ有効
内共第5号	第五種共同漁業	あゆ、こい	八木山川本流及び同支派流の流域	八木山川	32	○	○	適切かつ有効
内共第6号	第一種共同漁業 第五種共同漁業	しじみ、あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ(えのは)、おいかわ(はや)、すっぽん、かに、わかさぎ	今川本流及び同支派流の流域	京二川	85	○	○	適切かつ有効
内共第7号	第一種共同漁業 第五種共同漁業	しじみ、あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ(えのは)、おいかわ(はや)、すっぽん、かに	祓川本流及び同支派流の流域	京二川	85	○	○	適切かつ有効
内共第8号	第五種共同漁業	こい、あゆ、あまご(えのは)、おいかわ(はや)	岩岳川、佐井川の本流及び同支派流の流域	岩岳川	69	○	○	適切かつ有効
内共第9号	第五種共同漁業	こい、ふな、おいかわ(はや)、わかさぎ	花宗池の全域(八女市黒木町本分)	犬山	21	○	○	適切かつ有効
内共第10号	第一種共同漁業	しじみ	筑後川本流の福岡県久留米市城島町から佐賀県三養基郡みやき町及び福岡県久留米市を結ぶ直線までの流域	下筑後川	138	○	○	適切かつ有効

令和6年1月24日
福岡県内水面研究所、有明海研究所

筑後川におけるエツ遡上調査計画

- ① 調査時期 4月の大潮(9日、24日)の前後各3日間程度
- ② 調査場所 上流域(下田大橋付近)と下流域(新田大橋付近)の2カ所で実施
- ③ 操業方法 えつ流し刺し網(通常操業)
- ④ 操業時間 日中、夜間の満潮の内、日中に操業
- ⑤ 操業隻数 下流域は2隻(1日1隻ずつ)、上流域は1隻を予定
- ⑥ 操業回数 漁獲状況を見ながら1日に3~5回の操業を予定
- ⑦ 漁獲物測定 下流域の漁獲物は有明海研究所、上流域の漁獲物は内水面研究所が体長、体重、成熟度(GSI)等を50~100尾程度測定



操業場所

第21期 第7回
福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会

日 時 令和5年12月15日(金) 14:00～

場 所 福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 筑後川における令和5年度うなぎ種苗特別採捕許可及びうなぎ稚魚漁業
許可の取扱いについて(協議)

(2) その他

3 閉 会

第21期 第7回

福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会 出席者名簿

日時 令和5年12月15日(金) 14:00～

場所 福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

○内水面漁場管理委員会委員

福岡県

中園正彦
佐々木和之
古賀正廣
各務秀人
望岡典隆

佐賀県

有吉敏和
坂本兼吾
中村さやか
田中和宏
草野剛

○県・事務局

福岡県

農林水産部水産局漁業管理課

参事 佐野二郎
技術主査 吉田幹英
主任主事 山田菜美子

水産振興課養殖内水面係

係長 内藤剛
主任技師 合戸賢利

佐賀県

海区漁業調整委員会事務局

事務局長 江口泰蔵

農林水産部水産課漁業調整担当

係長 寺田雅彦
主事 萩原千春

令和5年度筑後川うなぎ種苗特別採捕許可 及びうなぎ稚魚漁業許可に係る資料

(変更点: _____)

1 令和4年度許可実績

項 目		福 岡 県	佐 賀 県
許可を受けた者		下筑後川漁協組合員	佐賀県内の養鰻業者
許 可 数 量	養 殖 用	25 kg	17.7 kg
	中間育成放流用	5 kg	1 kg
	試験研究用	0 kg	0 kg
	計	30 kg	18.7 kg
採捕従事者数		14 人	16 人
許可期間		令和5年2月 1日～ 令和5年4月30日	令和5年2月 1日～ 令和5年4月30日
採 捕 場 所		筑後川本流久留米市 小森野堰から下流坂 口堰までの区域	筑後川本流久留米市 小森野堰から下流坂 口堰までの区域

2 令和4年度採捕実績及び令和5年度放流実績

項 目	福 岡 県	佐 賀 県
採捕者	下筑後川漁協	佐賀県養鰻業者
採捕終了年月日	4月30日	4月30日
採捕数量	1.1 kg	1.6 kg
見返り放流	浮羽養鰻7-8本/kg 20kg	10-15本/kg 10kg
内共2号 自主放流	下筑後川 165kg 筑後川 60kg 甘木 30kg	
内共3号自主放流	280kg	
県費放流	20本/kg 140kg	10-15本/kg 90kg

3 令和5年度 許可概要 (案)

項 目		福 岡 県	佐 賀 県
許可を受ける者		下筑後川漁協組合員	県内養鰻業者(2名)
許 可 期 間		2月1日～4月30日	2月1日～4月30日
採捕従事者数		20 人	16 人
許 可 数 量	養 殖 用	25 kg	18.7 kg (内訳は未定)
	中間育成放流用	5 kg	
	試験研究用	— kg	— kg
	計	30 kg	18.7 kg
採 捕 場 所		筑後川本流久留米市 森野堰から下流坂口堰 までの区域	筑後川本流久留米市 小森野堰から下流坂 口堰までの区域

4 令和5年度 許可の条件 (案)

- (1)福岡県は30kg、佐賀県は18.7kgを超える量を採捕してはならない。
- (2)採捕するときは、許可証又は許可証の写しを携帯し、知事が定めた腕章をつけなければならない。
- (3)許可期間中、定期的に採捕状況を別に定める様式により報告しなければならない。許可期間中に許可数量の採捕を完了したときも同様とする。
- (4)採捕従事者を特定しなければならない。
- (5)筑後川本流において使用する光力は、500ワット（福岡佐賀両県内水面合同漁場管理委員会で決められた光力）以内でなければならない。
- (6)採捕のために船を使用してはならない。
- (7)なお、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるシラスウナギの採捕停止指示には従わなければならない。

※腕章の色は、福岡県が黄色、佐賀県が白色。

筑後川におけるシラスウナギ特別採捕の許可及び採捕実績

年度	許可期間	採捕者数(人)		許可数量(kg)		採捕実績(kg)		採捕終了月日	
	佐賀県、福岡県	佐賀県	福岡県	佐賀県	福岡県	佐賀県	福岡県	佐賀県	福岡県
H7	H8. 1/15~4/15	25	25	55	55	14.70	30.40	4/15	4/15
H8	H9. 1/15~4/15	25	25	55	55	18.80	17.30	4/10	4/15
H9	H10. 1/15~4/15	25	25	55	55	5.20	5.10	4/15	4/15
H10	H11. 1/10~4/10	25	25	55	55	9.70	26.20	4/10	4/10
H11	H12. 1/15~4/15	25	25	45	45	4.00	12.60	4/10	4/10
H12	H13. 1/20~4/15	23	23	35	35	35.00	32.20	2/25	2/24
H13	H14. 1/15~4/15	23	23	35	35	8.00	14.60	4/15	3/31
H14	H15. 1/15~4/15	23	23	35	35	15.17	22.42	3/31	3/31
H15	H16. 1/15~4/15	21	21	35	35	4.10	7.39	4/15	4/15
H16	H17. 1/15~4/15	14	20	25	35	0.85	2.44	4/15	4/15
H17	H18. 1/15~4/15	14	20	25	35	6.83	23.79	3/31	3/29
H18	H19. 1/15~4/15	14	20	25	35	3.10	4.53	4/5	4/5
H19	H20. 1/25~4/25	14	20	25	35	1.20	1.77	4/20	4/20
H20	H21. 1/25~4/25	14	19	25	35	11.95	21.75	3/31	3/26
H21	H22. 1/15~4/10	14	20	20	30	1.26	0.85	4/10	4/10
H22	H23. 1/20~4/10	14	20	20	30	1.42	1.33	4/10	4/10
H23	H24. 1/22~4/10	14	20	20	30	1.20	1.04	4/10	4/10
H24	H25 2/ 1~4/20	14	20	20	30	0.65	0.42	4/20	4/20
H25	H26 2/ 1~4/20	14	20	20	30	8.00	8.08	4/20	4/20
H26	H27 2/ 1~4/20	14	17	18.7	30	6.90	5.99	4/20	4/20
H27	H28 2/ 1~4/20	14	19	18.7	30	4.40	6.02	4/20	4/20
H28	H29 2/ 1~4/20	14	18	18.7	30	4.40	5.91	4/20	4/20
H29	H30 2/ 1~4/20	14	18	18.7	30	0.40	1.00	4/20	4/20
H30	H31 2/ 1~4/30	16	17	18.7	30	0.90	0.70	4/30	4/30
R1	R2 2/ 1~4/30	16	15	18.7	30	4.50	10.80	4/30	4/30
R2	R3 2/ 1~4/30	16	18	18.7	30	3.40	6.00	4/30	4/30
R3	R4 2/ 1~4/30	16	17	18.7	30	1.80	2.00	4/30	4/30
R4	R5 2/ 1~4/30	16	14	18.7	30	1.60	1.10	4/30	4/30

